

交通事故等（第三者行為）が原因で保険給付を受ける方へ

第1号被保険者（65歳以上の方）が交通事故等、他人（第三者）の行為が原因で介護が必要になり、保険給付によって介護サービスを受ける時は、保険者への届出が法令で義務づけられています。

前述のような場合、介護サービスにかかる費用は、加害者（第三者）が負担するもので、守山市（介護保険）が加害者に代わって一時的に立て替えているものです。後日、守山市（介護保険）が加害者に請求するために下記の書類が必要ですので、速やかに守山市介護保険課へ書類を提出してください。

*医療保険への届出とは別に、介護保険への届出が必要になります。

*すでに医療保険のへ届出をされている場合、一部の書類について、医療保険で提出された書類のコピーを提出書類に変えることができます。（提出書類1、2、4、5）該当する方は事前にご相談ください。

*加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませてしまうと介護保険の給付が受けられない場合があります。示談の前に守山市介護保険課へご相談ください。

提出書類

*過失の多少にかかわらず、被害者側をご自身、加害者側を相手方としてご記入ください。

*全部がそろわなくても、まず届出（第三者行為による傷病届の提出）をしてください。

1、第三者行為による傷病届

第三者行為により、介護保険サービスが必要になったことを届け出るための書類です。

2、事故発生状況報告書

事故の発生場所、発生時の状況などを記載する書類です。

① 「道路状況」「信号又は標識」欄は、該当する事故時の状況に○をつけてください。

② 「事故現場状況図」はできるだけ詳しく図示してください。

（道路幅、周囲の状況、衝突箇所等）

3、同意書

守山市（介護保険）が第三者に請求をして賠償金を受領することに異議がないことを確認するものです。

4、交通事故証明書

交通事故の事実を証明する書類で、自動車安全運転センターにて有償で発行します。

事故事実の確認と自賠責保険への請求のために必要です。

① 原本が必要です。（ただし、保険会社等が原本をお持ちの際は写しでも可）

5、交通事故証明書入手不能理由書

交通事故証明書が取得できない（物損事故等）場合の書類です。

加害者の方に用意してもらふ書類について

*保険会社等を通じて相手方（加害者）にお渡しください。

誓約書は、被害者が受けた介護保険給付に係る費用を守山市に支払うことを約束していた書類です。加害者が守山市（介護保険）に提出します。